が大きがある。

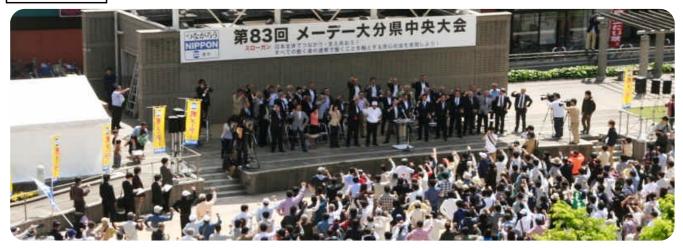
2012/5

第 19 号 (通巻第 713 号) 制作·発行

大分県商工労働部労政福祉課

第83回 メーデー

「絆」の力で震災からの復興と日本経済の再生!



🚹 連合大分系労組によるメーデー中央大会(大分市若草公園)



大分県商工労働部 労政福祉課長 こうのけんぞう

一新任ごあいさつー

このたび労政福祉課長に就任した河野です。 過去3年間、当課に併設しております「労政・ 相談情報センター」の所長として、労働相談や労 働法制の啓発業務に従事してきました。

労働相談等を通じて考えさせられたことは、労使のトラブルを防ぎ安定化を図るためには、双方が労働法制を遵守し「信頼関係」を築くことの重要性でした。そのことが企業の生産性向上にも寄与するのではないでしょうか。

「労働おおいた」は、労働法制の改正動向や専門家のアドバイス、各種調査の状況、労働講座や労働相談の開催案内など様々な情報を提供し、皆様方のお役に立てればと考えています。

今後とも、親しまれる誌面作りに努めて参りますので、皆様方のご意見等をお寄せいただければ 幸いです。

□ 雇用と生活の再建に向けて

労働者を取り巻く厳しい情勢が続く中、労働者の祭典「メーデー」を 祝う式典が県内各地で行われました。

連合大分系労組は、4月28日(土) に大分市若草公園で「メーデー大分 県中央大会」を開催し、約2,300人 が参加しました。大会には、小風大 分県副知事や釘宮大分市長など、多 くの来賓もお祝いに駆け付けました。

大会では、村田正利連合大分会長が「全国で年収200万円以下の労働者が1,100万人いる。このまま少子高齢化が進んだら大変な状況になる。年齢に応じた賃金が必要」と訴えま

(P2に続く)

)	

●第83回メーデー開催	●子育て支援事業の実施企業を募集中 P5 ●平成24年春季賃上げ要求・妥結状況 P5 ●主要労働経済指標 P6 ●平成23年度の労働相談の状況 P7 ●労委だより P7 ●大分県労政・相談情報センターの紹介 P8 ●各種講演会のお知らせ P8
●W L B 推進のにめのハフノレット作成 P4	●合俚講演会のお知らせ ········· P8

【【(P1からの続き)

した。

その他、東日本大震災からの復興・ 再生や格差是正、適正な成果配分、 核兵器の廃絶、働くことを軸とする 安心社会の実現などが盛り込まれた スローガン、メーデー宣言が採択さ れました。



県労連系労組による第83回メーデー (大分市大手公園)

また、5月1日(火)には、県労連 系労組による「たたかうメーデー大 分県中央集会」が大分市大手公園で 開催され、約350人が参加しました。

冒頭、阿部峰子大分県労連議長が 「国は原発再稼働を急いでいるが、 被災地の再建もすすんでいない中で、 再稼働はとんでもない話。今後も政 府を追及していかなければならない。 様々な問題に対して、ひとりひとり の力で連帯の輪をつくり取り組んで いくことが必要」と訴えました。

その他、集会では消費税増税・TPP参加反対、雇用の安定、社会保障充実、議員定数削減などが盛り込まれたスローガン、メーデー宣言が採択されました。

7月1日(日)~7日(金)は 全国安全週間

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を生まに、広く一般の安意識の高揚と安全活動の定着を受るため、7月1日~7月7日までを準備も1日~30日までを準備期間)として、全国一斉に積極的な活動を行うこととしています。

平成24年度スローガン

ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害

労働トピックス ~労働者派遣法の改正~

労働者派遣法の改正法が2012年3月28日、参議院本会議で可決成立しました。 改正法は、①法の目的に労働者保護をうたい、取締法規としての性質から労働者保 護法への転換を図っていること、②日雇い派遣の一部禁止を導入したこと、③直接雇 用のみなし制度を導入して、派遣先の責任を強化したこと、④マージン率の公表を義 務付けたこと、⑤派遣労働者の待遇改善を派遣先、派遣元に努力義務として要請した ことなどが盛り込まれました。改正法の概要は次のとおりです。(厚生労働省資料より)



事業規制の強化

- ・ 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化。
- 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮。
- ・派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公 開を義務化。
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示。
- · 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休 業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化。

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。
- 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備。

※そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記 ※「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。 施行期日:公布の日から6か月以内の政令で定める日(労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後)



【執 筆】 社会保険労務士 二 村 織 江 社会保険労務士事務所 アベイユ

労務管理アドバイス大分県社会保険労務土会

~「労働者派遣」について~



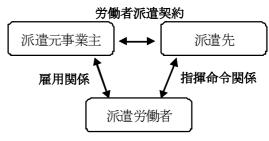
2年あまりの審議を経て、3月に労働 者派遣法が改正されました。今回の改正

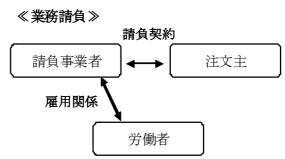
では、法律の名称が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」へ改正されました。雇用の安定など派遣労働者保護の姿勢をより明確に示したものといえます。

企業にとって労働者派遣のメリットは、必要なスキルを持った人材を、必要な時に、必要な期間使用できる、採用や教育にかかる費用、社会保険料等のコストを抑えることができるなどがあげられます。労働者派遣は、労働力の需給調整等の社会的役割を拡大させる一方で、派遣労働者の増加に伴いその身分の不安定さが社会的な問題となりました。「派遣労働者はいつでも辞めてもらうことが出来るんですよね。」と今でも質問されることがあります。今回は、労働者派遣についてご説明していきたいと思います。

労働者派遣は、雇用している労働者を他の事業者の指揮命令の下で働かせるものです。業務請負は指揮命令を雇用契約関係にある事業者が行うのに対して、労働者派遣は指揮命令を派遣先の事業者が行う点で異なっています。

≪労働者派遣≫





図のように、労働者派遣は、派遣元と派遣先の「労働者派遣契約関係」、派遣元と派遣労働者の「雇用関係」、派遣先と派遣労働者の「指揮命令関係」という3つの関係で成り立っています。そのため、労働者に対する責任の所在が曖昧になり、労務管理に問題を生じるケースがあります。

例えば、労働者派遣契約が中途解約されても、派遣元は雇 用契約期間満了時まで派遣労働者に対して賃金を支払う必要 があります。なぜなら、先程の図のように、派遣元と派遣先 の「労働者派遣契約」は会社同士の契約であり、派遣元と派 遣労働者の「雇用契約」とはまったく別のものだからです。

従って、もし次の派遣先が見つからず派遣労働者を働かせることが出来ない場合は、使用者の責めに帰すべき事由による休業となり、派遣労働者に対して平均賃金6割以上の休業手当を支払わなければなりません。他の労働者と同様、派遣労働者に対しても当然に労働基準法等の労働法規が適用されます。

また、平成20年には、派遣労働者の解雇・雇止めなどのいわゆる「派遣切り」が社会問題になりました。「自分のスタイルに合った自由な働き方ができる」等の理由で派遣という働き方を選択する労働者がいる反面、派遣労働者は身分が不安定になりやすいという一面があります。

「派遣切り」問題を受けて、平成21年3月には派遣元・派遣先指針が改正されました。それによると、派遣労働者の責めに帰すべき事由によらずに労働者派遣契約が中途解約された場合は派遣元は派遣先と連携して派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要であり、それが出来ない場合

には派遣労働者を休業させ、休業 手当を支払わなければなりません。

また、派遣先の責めに帰すべき 事由により労働者派遣契約を解除 する場合で、派遣先が相当の猶予 期間をもって解除の申し入れをし





なかった場合、派遣先は、派遣元が派遣労働者に対して支払うこととなる解雇予告手当や休業手当に相当する額以上の損害賠償を行わなければならないとしています。(ただし、労働者派遣契約の解消を理由に労働者を解雇できるかというと、判例では「それだけでは労働者を解雇するやむを得ない事由があるとすることは相当ではない。」としています。)

今回の改正でも、労働者派遣契約解除の際の休業手当等の 費用負担その他必要な措置に関する事項を、労働者派遣契約 締結の際に定めることが義務化されるなど、派遣労働者保護 が強化されました。「派遣労働者は辞めさせやすい。」とい うイメージが先行しがちですが、労働力の需給調整など社会 的に必要な合理的制度として、また労働者にとっては働き方 の選択肢の一つとして、労働者派遣制度を成熟させていくこ とが重要です。そのためにも是非法的ルールを理解し、労働 者派遣事業の適正な運営をして頂きたいと思います。

平成24年度 労政福祉課の重点取組

子育て支援企業ステップアップ事業

次世代育成支援対策推進法の認定企業の拡大を目指します。 そのため、県内で男性の子育て参加に取り組む企業に対し て、奨励金の支給やアドバイザーの派遣などを行うことでモ デル企業を創出し、その成果の普及を行います。(P5参照)

しごと子育てサポート企業募集

ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組として、 一般事業主行動計画策定が努力義務である従業員100人以下 の中小企業の計画策定を推進するため、おおいた子育て応援 団「しごと子育てサポート企業」の認証制度を設け、登録企業 の募集を行っています。

詳しくは「おおいたの労働」の「子育てサポート企業を募集しています」のホームページをご覧下さい。(P5参照)



H24. 2. 14 男性の育休取得者との意見交換会

労 働 相 談

平成20年秋のリーマンショック後の景気が回復途上にある中、昨年3月11日に起きた東日本大震災などの影響を受け、社会・経済状況や雇用情勢が大きく変化しています。

平成23年度の労働相談でも、賃金の未払いや解雇・退職勧 奨、労働時間など労働条件に関する相談が過半数を占めるな ど、労使間トラブルが多く発生しています。

県では「労政・相談情報センター」で、労働者、使用者を問わず労働に関する相談をお受けしています。

また、弁護士が直接相談をお受けする「特別巡回労働相談」

や、センター職員がお受けする「労働なんでも相談」を、毎月 県内各地で開催しています。

労働 講座

労働問題に関する認識を深めていただくことで、労使関係の安定と向上を図るため、時宜にかなったテーマを設け、県内各地で労働講座を開催します。

使用者、労働者に関わらず関心のある方はご参加いただけます。

出 前 講 座

労働者や使用者など県民の皆さんの会合に出向いて、労働 法の基礎知識についての出前講座を行っています。

また、就職予定の高校生、専修学校生等を対象にした「これから働く人のためのワークルール出前講座」を開催しています。学生・生徒がこれから実社会で働く際に必要となる労働関係の基礎知識や、困ったときの相談窓口などを情報提供することで、若者の早期離職や職場・仕事でのトラブルなどの未然防止を図ります。



H23.8.18 野津高校での出前講座

労働者のための制度資金融資

労働者の生活安定と福祉向上のために、労働金庫と県が協力して「教育・冠婚葬祭等資金」「育児・介護休業者生活資金」「離職者生活支援資金」を融資しています。

融資の申し込みや内容は、九州労働金庫県内各支店までお問い合せください。

WLB推進のためのパンフレットを作成



この度、県労政福祉課において、企業経営者向けのパンフレット「ワーク・ライフ・バランスは経営戦略の柱、あすへの投資です」を作成しました。「おおいたの労働」からPDFファイルをダウンロードできます。

[アドレス]

http://www.pref.oita.jp/site/ oitarodo/workkosodate-0104.html

承ります!出前講座



~出前メニュー~

- 〇学生を対象とした「働き方のルール」
- 〇労働者を対象とした「労働法」
- 〇経営者を対象にした「労務管理」「ワーク・ライフ・ バランス」など

~問い合わせ先~

大分県商工労働部 労政福祉課 労働相談·啓発班 TEL 097-506-3354 FAX 097-506-1827

子育て支援企業ステップアップ事業実施企業 募集中

県が認証したしごと子育てサポート企業が、一般事業 主行動計画の目標達成や、従業員の仕事と子育ての両立 を支援するための雇用環境の整備を行うことを支援する 「子育て支援企業ステップアップ事業実施企業」を募集 しています。

〇応募資格

- (1)原則として「おおいた子育て応援団 (しごと子育て サポート企業)」に登録している企業
- (2)仕事と育児が両立でき男女が共に働きやすい職場環 境づくりに積極的に取り組もうとしている企業
- 〇募集企業数 13社以内

〇事業内容

県に登録されているアドバイザーが企業訪問し、

・一般事業主行動計画の目標達成への支援

・人材の確保や人材活用策のための労働条件や雇用 環境の整備について指導・助言をします。

〇募集期間

平成24年4月2日(月)~平成24年6月29日(金)

問い合わせ先

労政福祉課労政福祉班 担当:井上・後藤(ト)

tel: 097-506-3327 fax: 097-506-1827

※詳細は労政福祉課ホームページ「おおいたの労働」の メニュー「子育て支援、ワーク・ライフ・バランス」トッ プページから「ステップアップ事業実施企業募集中」ペー ジでご覧いただけます。

[アドレス]http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/workkosodate-0203.html

平成24年(3月30日現在: 労政福祉課調べ)

春季賃上げ要求・妥結状況

1 概況

調査対象178事業所のうち要求を把握できたのは72事業所で、全体の40.45%です。そのうち妥結した事業所は43事業所で、要求を把握できた事業所の59.72%です。

2 要求状況

要求を把握できた72事業所の平均要求額は5,430円、率は1.96%となっています。そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で177円、率は0.03ポイント上回っています。

3 妥結状況

妥結した43事業所の平均妥結額は4,479円、率は1.61%となっていまする。そのうち、前年の数字が把握できる37事業所における比較では、前年より、額で65円上回り、率で同一となっている。

- (注)・ 数字はすべて加重平均。
 - ・ 表中の符号「x」は対象が少ないため公表しないが、「x」の数値は総数に含む。
 - 平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等 を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均。
 - 空白箇所は、現時点で未把握。

調査結果の詳細は、ホームページ「おおいたの労働」 の統計・調査のページでご覧いただけます。

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html

		要求					妥 結		
産業	要求 組織数	龤	平均賃金	要 求 額 (円)	要探察 (%)	新 組織	新額 (円)	잻 摔 (%)	
全産業計	72	39.3	277,242	5,430	1.96	43	4,479	1.61	
食品・おばこ	2	35.0	240,047	5,493	229	1	×	×	
纖紅業	3	420	193,109	4,994	259	3	1,944	1.01	
パルプ・紙・紙加工品	1	х	X	х	×	1	×	×	
化学 石油 プラスチック	5	39.4	308,237	6,523	212	3	7,115	226	
窯業·土石	4	39.9	217,276	5,695	262				
鉄綱 非鉄	2	35.1	290,568	4,022	1.38	1	×	×	
金属場品	2	40.5	242,345	8,026	3.31	1	×	×	
機處具	1	х	х	х	x	1	×	×	
電気機械器具	4	422	302,813	5,801	1.92	4	5,801	1.92	
輸送用機械器具	10	40.6	254,642	5,648	222	6	3,976	1.59	
電子部品・デバス・電子回路その他	1	х	х	х	×	1	×	×	
鉱業、探石業、砂川翔、葉	2	41.3	280,887	10,000	3.56	1	x	×	
建業									
電気・ガス業	2	38.7	292,898	5,390	1.84				
† 横通業	1	х	x	х	x	1	x	×	
運業到業	10	41.3	247,357	4,034	1.63	7	1,134	0.45	
卸売業小売業	9	38.5	276,255	6,589	239	5	5,087	1.93	
不動産業、物品賃貸業									
宿住、飲食サービス業	1	×	x	x	×	1	×	X	
類、	2	326	288,703	1,175	0.41	1	×	х	
医療 福止	6	39.9	213,455	3,846	1.80	4	2,352	1.09	
複合サービス事業	4	37.4	254,720	2,352	0.92	1	×	×	
サービス業									

各種調査にご協力ください

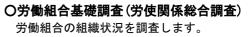
県労政福祉課では、労働行政の諸施策推進のための各種 調査を行っています。調査対象となられた事業所及び労働 組合におかれましては、ご協力をよろしくお願いします。

〇春季賃上げ・夏季一時金・年末一時金調査

労働組合を通じて要求・回答・妥結状況を調査します。

〇労働福祉等実態調査

労働条件や労働福祉等について調査します。



〇労働協約等実態調査(労使関係総合調査)

労働組合の活動状況を調査します。

問合先: 労働相談·啓発班 Tel 097-506-3354

主要労働経済指標

					7 11-74	71		174 1				
項目	賃 金 の 動 き						労	働時	間の動	か き		
	現金給与	総額(円)	定期給	与(円)	特別給	与(円)		動時間		労働時間	所定外第	
年月	A F1	上八旧	A F	上八旧	A 🖃	上八旧		間)		間)	(時	_
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
23年 2月	294,764	250,548	290,859	250,494	3,905	54	145.6	156.6	133.6	143.0	12.0	13.6
3月	308,743	256,270	291,198	246,481	17,545	9,789	149.5	160.9	137.4	146.6	12.1	14.3
4月	302,655	258,132	293,136	251,605	9,519	6,527	152.1	160.0	140.3	146.6	11.8	13.4
5月	303,275	251,487	288,598	249,510	14,677	1,977	142.2	149.6	131.0	136.6	11.2	13.0
6月	529,985	452,108	292,459	251,093	237,526	201,015	155.1	161.6	143.6	148.6	11.5	13.0
7月	421,160	327,018	291,921	250,742	129,239	76,276	152.5	159.2	140.6	146.5	11.9	12.7
8月	300,727	259,813	290,415	252,019	10,312	7,794	148.4	157.3	137.0	144.4	11.4	12.9
9月	297,953	252,055	292,215	251,492	5,738	563	150.4	157.4	138.5	144.0	11.9	13.4
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536	272,240	293,350	251,303	21,186	20,937	152.1	156.7	139.8	143.9	12.3	12.8
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553		292,487	·	18,066		152.6		139.8		12.8	
資料出所	同小兴働火「每日勘验经营基圈木」(担借20 J. P.I. L.)											

項目	一般職業	紹介状況(学卒除く。パ	ート含む)	消費者物価指数 (² (総会) 17年=100 (²		就工業生產指 費者物価指数				
		人倍率		求人倍率			l` ′	7年—100	家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む		
F	(李節	周整値)	(李節	離極()			※年指数は原指数		長州県水世市で占む		
年月	全国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市	
21年 平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929	
22年 平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191	
23年 平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368	
23年 2月	0.99	1.02	0.62	0.65	99.3	99.9	97.9	98.2	283,661	329,465	
3月	0.98	1.04	0.63	0.67	99.6	100.1	82.7	92.8	314,117	317,502	
4月	0.95	1.02	0.61	0.66	99.9	100.1	84.0	91.1	324,744	318,440	
5月	0.98	0.99	0.61	0.65	100.0	100.3	89.2	88.6	301,174	302,522	
6月	1.00	0.99	0.63	0.66	99.9	100.3	92.6	96.4	286,056	276,735	
7月	1.07	1.01	0.64	0.66	100.0	100.1	93.0	102.1	309,356	312,123	
8月	1.05	1.01	0.66	0.66	100.3	100.4	93.6	101.5	309,078	321,756	
9月	1.11	1.06	0.67	0.64	99.9	99.8	90.5	94.1	298,931	340,009	
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5	95.8	314,275	331,907	
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0	90.8	295,066	292,882	
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002	
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087	
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405	
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6		329,671	292,276	
資料出所	厚生労働省	大 分 労働局	厚 生 労働省	大 分 労働局	総務省		経済産業省 「鉱工業生 産動向」	県統計調査課 「鉱工業生産 指数月報」	総務省		

⁽注) ●*は速報値・空欄は未公表

[●]一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

大分県労政・相談情報センター 平成23年度の相談状況

大分県労政・相談情報センター(県労政福祉課内)では、年間を通じて労働問題全般の電話相談や来所相談を受け付けています。また、毎月県内各地で、弁護士が直接相談を受ける「特別巡回労働相談」や、当センター職員が対応する「労働なんでも相談」を開催しています。

このたび平成23年度の相談状況がまとまりましたのでお知らせします。

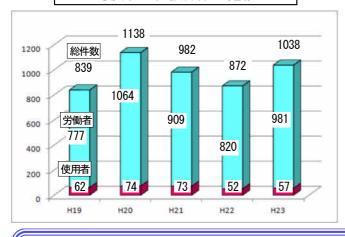
相談件数は1,038件

労働者からの相談が94.5%

平成23年度の労働相談の件数は前年度から166件増加 し、1,038件(対前年比19.0%増)となり、平成20年度以 来、3年ぶりに相談件数が1,000件を超えました。

また、相談者を労使別に見ると、使用者からの相談が57件(5.5%)で前年度から横ばいであるのに対し、労働者からの相談が981件(94.5%)で前年度から161件の増と

労使別の相談件数の推移



なっています。

なお、労働者からの相談内訳では、正社員からが530件(54.0%)、非正社員からが451件(46.0%)となっており、非正社員からの相談割合が1.4%増加しています。

相談内容では

労働条件に関することが最も多い

相談内容を大別すると、「労働条件に関すること」が58 2件で全体の56.1%を占めています。以下、「その他の問題に関すること」(パワハラ、損害賠償等)261件(25.1%)、「勤労者福祉に関すること」105件(10.1%)の順となっています。また、相談内容を詳しく見ると、「労働条件に関すること」では「賃金」(208件)、「労働時間・休日・休暇」(112件)、「解雇・退職勧奨」(97件)等の相談が、「勤労者福祉に関すること」では「労働保険」(100件)の相談がそれぞれ多くなっています。

平成23年度労使別の相談内容

相談内容	労使計		
怕談內各	力区前	労働者	使用者
労働組合及び労使関係に関すること	14	14	0
労働条件に関すること	582	548	34
雇用に関すること	58	57	1
職業能力開発に関すること	0	0	0
勤労者福祉に関すること	105	97	8
男女雇用機会均等に関すること	18	18	0
外国人労働者に関すること	0	0	0
その他の問題に関すること	261	247	14
合 計	1,038	981	57

労委だより

新 規

0

大分県労働委員会事務局 TEL 097-506-5251 FAX 097-506-1788

平成24年3月~4月の概況

◎審査事件関係

労働組合資格審査	0	0	0	0					
◎調整事件関係									
種別	新 規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越					
あっせん	2	0	1	1					
調停	0	0	0	0					
仲 裁	0	0	0	0					

2月から繰越

終結

0

◎個別労働関係紛争関係

不当労働行為事件

種別	新 規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

◎会議の開催状況

3月13日第1495回定例総会 4月10日第1497回定例総会 3月27日第1496回定例総会 4月25日第1498回定例総会

大分県労働委員会では、無料で労働 相談を実施しています。

解雇、賃金未払い、配転など 労使 間トラブルでお困りの方は、お気軽に ご相談ください。

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号 (県庁舎本館7階)

※相談時間は、9時から17時まで

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

097-536-3650

5月へ繰越

職場や仕事の悩み、トラブルは 大分県労政・相談情報センターの<mark>労働が目談</mark>へ



ご相談・お問い合わせは

労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540 携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の 相談を受け付けています。労働相談には次の3種類が あります。各相談とも予約不要、相談無料です。

通常労働相談(随時)

◇受付:月曜~金曜の毎日8時30分~17時15分 (祝日、12/29-1/3を除く)

◇相談方法:来所または電話

◇県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です

◇場所:大分県庁本館7F労政福祉課労働相談室

平成24年度労働講座(中央会場) のご案内

<講演テーマ>

『パワーハラスメント最新事情

~ 職場のパワハラ予防と解決法 ~』

○講師 一般社団法人 職場のハラスメント研究所 代表理事 金子 雅臣氏(労働ジャーナリスト)

〇日時 平成24年8月2日(木) 14時00分~16時00分

〇場所 九州労働金庫大分支店5階(大分市寿町1-3)

〇定員 150名 ※参加無料

〇お問い合わせ・申込先 大分県商工労働部 労政福祉課

労働相談·啓発班 TEL:097-506-3354 FAX:097-506-1827 「労働おおいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL097-506-3354/FAX097-506-1827 E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp

特別巡回労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回しながら開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談お受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆6月19日(火)大分会場

【場所】大分文化会館2F第2会議室(大分市荷揚町)

◆ 7 月23日(月)宇佐会場

【場所】大分県宇佐総合庁舎2F大会議室

◇受付:両日とも13時15分~16時15分

労働なんでも相談

- ◇巡回相談開催地以外の県下各市町村で開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆6月7日(木)津久見会場

【場所】津久見市地域職業相談室隣接の会議室 (2F)

◆7月5日(木)豊後高田会場

【場所】大分県豊後高田総合庁舎3F会議室

◇受付:両日とも11時~15時

アイネス男女共同参画ウィーク2012

活動紹介&講演会のお知らせ

<活動紹介> 13:00~13:30

おおいたパパくらぶ

<講演会> 13:30 ~ 15:30

新しい家族のあり方 ~パートナーシップと子育て~

講師:作家 鈴木 光司さん

「リング」「らせん」シリーズのベストセラー作家。自らの子 育ての経験から、自称「文壇最強の子育てパパ」として子育てに 関するエッセイを多数執筆。

〇日時:平成24年6月23日(土)13:00~

〇場所:大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス) 〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル 2 F大会議室

〇定員: 300名 ※先着順、参加無料

〇申込期限:平成24年6月15日(金)

〇無料託児あり ※満1歳~就学前の幼児。事前予約必要

〇申込み・問い合わせ先

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

tel 097-534-2039 fax 097-534-2057

Web労働おおいた

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html

おおいたの労働

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/

